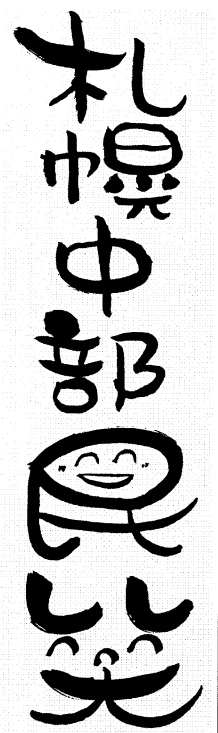


札幌市内5 税務署と交渉

納税者の立場で親切・丁寧な対応を行うと明言



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

納税者の立場で対応する

今年の人事異動では、総務課長全員が変わり、5人全員が国税局からの異動となりました(課長補佐も1署を除いて全員異動)。

民商を代表して根本純希会長から「納税者の立場を最大限尊重し、威圧的な態度で接する事のないようにして頂きたい」と申し入れ。対応した総務課長は「全署員には、納税者の立場に立って、親切・丁寧な対応を行うよう、指導しています。もし何か苦情等がありましたら、総務課長が窓口になりますので、遠慮なく申し上げて下さい」と回答しました。



▲札幌西税務署に申し入れを行った役員の皆さん

税務運営方針は遵守する

改正された国税通則法に基づき、「事前通知を電話でなく文書で行う」よう申し入れましたが、税務署側からは「通則法には、文書で行うよう書かれてはおらず、従来通り電話で行う。ただし、電話で連絡がつかない場合は文書による通知を行う事がある」と述べました。帳簿・書類等の保存については「帳簿は原則『紙』で保存するものであり、市販の記帳ソフトや簡易ソフト等を使用した場合でも、データのみ保存するのではなく、ペーパーを出力して保存する」よう回答がありました。

納税相談も

本人の実情を聞いてから



▲札幌南税務署にも申し入れ

総務課長は「個々人の実情があるので、当然それらを聞いてから対応するよう、引き続き徴収担当者には申し伝える」と「総務課長が窓口になるので、気軽に相談してほしい」と回答しました。参加した役員からは「多くの納税者は、何もしてなくても税務署と聞いただけで不安になります。納税者を不安にさせないように今後も対応してほしい」と申し入れました。

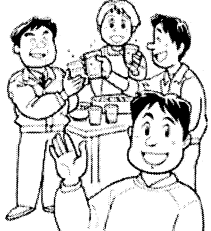
長引く不況で様々な負担が増える中、納税が困難という相談が増えていきます。毎年の税務署交渉を通じて、総務課長からは「納税者個々人の実情を聞いて対応する」という回答は得ているものの、徴収担当官によっては「早期の納付計画しか認めない」「納付が遅れば差し押さえを行う」等の発言が相次ぎ、納税者自身も「これ以上は相談できない」と困っています。



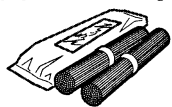
北商連青年部協議会主催 全道業者青年交流会in美瑛

日時:9月7日(土)14時~8日(日)10時
場所:国立大雪青少年交流の家
(上川郡美瑛町白金温泉)
参加費:1,000円
対象:民商青年部員とその家族
40歳以下の業者青年と事業後継者

※笑いあり涙あり苦勞ありの体験談コンテストを開催します
※夕食は肉あり酒ありのバーベキューまつり
お問い合わせ:民商事務所(担当事務局:森 申し込みは8月31日まで)



小豆島字証パ
ソーメン発売中
大:2200円



ホームページリニューアル 中部民商活動ブログも開設

HPをリニューアルし、ブログも開設しました。各支部・班での取り組み等、どんどん書き込んでください。
HPアドレス <http://www.tyu-min.com/>
活動ブログ <http://blog.livedoor.jp/sapporotyumin/>

民商会費の納入について

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています
毎月15日までに納入をお願いします。
合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をお願いします。